

令和7年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
1	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	交通事業者・福祉施設等への支援事業（私立小中高等学校）（6月補正・大学私学課）	①電気料金高騰の影響により、経営に大きな影響が生じている私立学校に対し、前々年度と比べた電気料金の高騰分を支援することにより、事業者の経営の安定化を促進 ②県内私立学校の電気料金高騰分（令和3年度との差額）の支援単価のうち、最大支援単価の6割を補助 ③私立小学校 43千円 私立中学校 293千円 私立高等学校 4,880千円 私立専修学校 897千円 ④県内私立学校	R7.7	R8.3
2	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	交通事業者・福祉施設等への支援事業（地域鉄道）（6月補正・地域鉄道課）	①電気料金高騰により、経営に大きな影響を生じている地域鉄道事業者を支援 ②地域鉄道事業者の電気料金高騰分（対令和3年度） ③補助金21,048千円（福井鉄道：2,499千円、えちぜん鉄道：7,050千円、ハピラインふくい：11,499千円） ④地域鉄道事業者	R7.7	R8.3
3	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	交通事業者・福祉施設等への支援事業（交通事業者）（6月補正・交通まちづくり課）	①原油価格高騰により経営に大きな影響が生じている地域公共交通事業者等を支援 ②燃料費（高騰分） ③補助金134,677千円、委託料1,356千円、通信運搬費25千円 （路線バス事業者2,800千円、高速・空港連絡バス事業者2,294千円、タクシー事業者15,828千円、自動車運転代行事業者5,361千円、トラック事業者109,775千円） ④路線バス事業者、高速・空港連絡バス事業者、タクシー事業者、自動車運転代行事業者、トラック事業者	R7.4	R8.3
4	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	交通事業者・福祉施設等への支援事業（路線バス）（6月補正・誘客推進課）	①燃料価格高騰により経営に影響が生じているバス事業者を支援 ②恐竜バスの運行に要する経費のうち燃料価格高騰による影響額 ③燃料高騰分 9円×533ℓ（7～8月までに使用される軽油量）÷4、800円 4,800円×1/2÷3千円 ④恐竜バスの運行事業者	R7.9	R7.10
5	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	交通事業者・福祉施設等への支援事業（貸切バス・遊覧船）（6月補正・観光政策課）	①燃料価格高騰により影響を受けた県内貸切バス、観光遊覧船事業の安定した運営につなげるため、燃料価格の高騰分を支援 ②燃料価格の高騰分 ③県内バス台数630台×単価9千円=5,670千円 県内遊覧船隻数8隻×単価120千円=960千円 ④県内の貸切バス、観光遊覧船事業者	R7.4	R8.3
6	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	交通事業者・福祉施設等への支援事業（スキー場等）（6月補正・観光政策課）	①燃料価格高騰により影響を受けた県内スキー場の安定した運営につなげるため、燃料価格の高騰分を支援 ②燃料価格の高騰分 ③スキー場 単価4.5千円×121営業日=545千円※燃料高騰分 福井和泉スキー場 単価2.5千円×121営業日=303千円※燃料高騰分 ④県内のスキー場	R7.12	R8.3
7	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	交通事業者・福祉施設等への支援事業（救護施設）（6月補正・地域福祉課）	①電気料金増加など物価高騰の影響が大きく見込まれる救護施設に対し、高騰分の一部を支援 ②電気代 ③・試算した1人当たりの影響額×定員数 1,670円×定員130人=217,100円 ・委託事務費：3,000円 ④救護施設（大野荘）へ補助	R7.9	R8.3
8	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	交通事業者・福祉施設等への支援事業（高齢者施設）（6月補正・長寿福祉課）	①電気料金増加などの物価高騰の影響が大きく見込まれる高齢者福祉施設等の負担軽減等を図り、介護サービスの安定した提供につなげるため、高騰の影響額相当分の一部を支援 ②高齢者福祉施設等に対して交付する支援金等 ③入所系 1,800円/人×16,276人=29,296,800円 通所系 1,440円/人×10,999人=15,838,560円 訪問系 11,850円/施設×573施設=6,790,050円 委託事務費 5,263,000円 ④介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護（みなし除く）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション（みなし除く）、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護（みなし除く）、訪問リハビリテーション（みなし除く）、定期巡回随時対応訪問介護看護、居宅介護支援、福祉用具貸与	R7.7	R8.3
9	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	交通事業者・福祉施設等への支援事業（障がい者福祉施設）（6月補正・障がい福祉課）	①電力等の価格高騰が続く中、利用者負担の影響を抑制するため、障がい福祉施設等に対し物価高騰対策支援金を支給 ②障がい福祉施設の電気料金高騰分に対して交付する支援金 ③入所系 1,800円/人×2,994人=5,389,200円 通所系 1,440円/人×8,606人=12,392,640円 訪問系・相談系 11,850円/事業所×242施設=2,867,700円 委託事務費 3,155,000円 ④障がい福祉サービス事業所	R7.7	R8.3
10	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	交通事業者・福祉施設等への支援事業（児童入所施設・私立保育所）（6月補正・児童家庭課）	①物価高騰の影響を受けている私立保育所等および児童入所施設の経営安定のため、電気料金の高騰分を支援 ②高騰見込みの電気料金の一部を補助 ③電力契約形態に応じた補助単価×施設定員数 私立保育所等【高圧】420円×13,358人=5,610,360円 私立保育所等【低圧】350円×6,622人=2,317,700円 児童入所施設【高圧】4,510円×168人=757,680円 児童入所施設【低圧】1,760円×75人=132,000円 委託費692,000円 ④私立保育所等、児童入所施設	R7.7	R8.3
11	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	交通事業者・福祉施設等への支援事業（私立幼稚園）（6月補正・児童家庭課）	①物価高騰の影響を受けている私立幼稚園の経営安定のため、電気料金の高騰分を支援 ②高騰見込みの電気料金の一部を補助 ③電力契約形態に応じた補助単価×施設定員数 私立幼稚園【高圧】830円×290人=240,700円 私立幼稚園【低圧】690円×515人=355,350円 ④私立幼稚園	R7.7	R8.3

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数・単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
12	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	交通事業者・福祉施設等への支援事業（医療機関）（6月補正・地域医療課）	①医療機関は公定価格のため物価高騰の影響を患者に転嫁することができないことから、物価高騰相当分（電気料金・燃料価格高騰分）を支援 ②医療機関の電気料金・燃料価格の高騰分 ③病院・有床診療8,250円/床×9,359床＝77,211,750円 無床診療（医科・歯科）・助産所・施術所18,750円/施設×1,041施設＝19,518,750円 委託事務費 7,570,000円 ④病院、有床診療所、無床診療所、助産所、施術所、歯科技工所	R7.9	R8.3
13	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	交通事業者・福祉施設等への支援事業（私立専修学校）（6月補正・地域医療課）	①看護師等養成所（地域医療課所管分）に対し、学生数に応じた物価高騰相当分（燃料価格高騰分）を支援 ②看護師等養成所の電気料金・燃料価格の高騰分 ③学生数（58名+125名）×800円＝191千円 ④看護師等養成所 2校	R7.7	R8.3
14	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	交通事業者・福祉施設等への支援事業（薬局）（6月補正・医薬食品・衛生課）	①薬局の経営の安定化を図るため、電気料金高騰分を支援 ②光熱費 ③18,750円/施設×323施設 ④県内の保険薬局	R7.9	R8.3
15	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	米国関税措置対策支援事業（6月補正・経営改革課）	①米国相互関税の影響が見込まれる事業者について、影響を最小化するため販路開拓や省力化等の収益力向上に資する取り組みを支援 ②・商品やサービスの付加価値を高める取組みに対して支援 211,093千円 補助上限額200万円×100件（補助率2/3）、事務局経費11,093千円 ④商工会連合会、商工会議所連合会	R7.7	R8.3
16	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	電気・ガス価格負担軽減支援事業（6月補正・経営改革課）	【LPガス給付金】 ①国の電気・ガス料金負担軽減支援事業による支援が行き届いていない、LPガスを利用する事業者および一般家庭を支援 ②LPガスを利用する事業者および一般家庭に対し、利用料金から次のとおり値引きを実施（特定期間） ・業務用LPガスの利用料金が月10万円以上の事業者（1万円/件） ・業務用LPガスの利用料金が月10万円未満の事業者（1千円/件） ・一般家庭の利用者（1千円/件） ③④ ・業務用LPガスの利用料金が月10万円以上の事業者（A） ・業務用LPガスの利用料金が月10万円未満の事業者（B） ・一般家庭の利用者（C） （積算） 3,500件（A）×1万円+168,500件（B+C）×1千円＝2.04億円 事務費 61,916千円 【電気・ガス給付金】 ①国の電気・ガス料金負担軽減支援事業による支援が行き届いていない、高圧電力、特別高圧電力および工業用ガスを利用する事業者を支援 ②③④ ・県内に本社を有し、次の要件を全て満たす中小企業に対し最大18万円の給付金を給付 Ⅰ. 高圧電力、特別高圧電力を契約、または工業用のガスを契約 Ⅱ. 前決算期における費用に占める電気・ガス料金の割合が3%以上 Ⅲ. 特定期間の何れか1月の電気・ガス料金がR4.4～R5.3月の何れか1月に比べ増加 ・県内に特別高圧電力の契約をしている事業所を有する事業者に対し、次のとおり給付金を給付 特定期間の何れか1月の最大電力使用量×1.0円/kWh×2か月 特定期間の何れか1月の最大電力使用量×1.2円/kWh×1か月 ※1事業者の上限額は、月240万円（3か月で最大720万円） （積算） 400件×23万円（平均見込申請金額）×0.6（国の支援額減少率）＝0.56億円 720万円×12件+242万円（720万円未満の平均見込申請額）×13件＝1.18億円 事務費 40,315千円	R7.8	R8.3
17	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	米国関税対策関連制度融資（制度融資保証料補給）（6月補正・経営改革課）	①米国関税の影響を受ける中小企業者を対象とした制度融資を創設し、資金繰りを支援 ②③融資時にかかる保証料の1/3を補給するもの 【積算】 （融資枠35億円×保証料率0.60%×据置期間2年+融資枠35億円×保証料率0.60%×返済期間8年×分割係数0.55）×補給割合1/3 ④最近1か月の売上高等が前年または2年前同月比で3%以上減少し、その後2か月の売上高等が前年または2年前同月比で3%以上減少する見込の中小企業者	R7.8	R8.3
18	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	県産清酒生産安定化支援事業（6月補正・産業技術課）	①酒米の価格が高騰している中、県内酒蔵が十分な酒米の量を確保できるよう、令和7年度酒米の購入費を支援 ②令和7年度酒米（好適米、加工用米）の購入費の価格上昇分 ③五百万石（県内産）：12,800俵×4,240円＝54,272,000円 五百万石・山田錦等（県外産）：10,900俵×4,240円＝46,216,000円 越の雫：5,600俵×4,240円＝23,744,000円 さかほまれ：2,000俵×3,000円＝6,000,000円 加工用米（県内産）：3,000俵×3,750円＝11,250,000円 加工用米（県外産）：2,500俵×3,750円＝9,375,000円 ④福井県内で清酒の製造免許を有する企業	R7.9	R8.2
19	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	ふくいの農業生産緊急支援事業（6月補正・園芸振興課）	①農家の負担軽減および経営継続を図るため、燃油価格高騰の影響を受け、経営が圧迫されている園芸農家を支援 ②③施設園芸セーフティネット構築事業の積立金（生産者負担分）を補助（積立金のうち生産者負担の1/2） （積算）66,417,167円（想定R7積立金）×1/2（事業者負担分）×1/2（県補助分）＝16,605千円 ④農業生産法人、生産者集団等	R7.10	R8.3
20	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	農業水利施設電気料金高騰対策補助金（6月補正・農地保全整備課）	①土地改良施設（農業水利施設）運営の安定を図るため、R3年度からの電気料金高騰による負担を軽減 ②電気料金 ③{36,500千円〔対象施設101箇所のR6電力料増加分（R3比）6か月分〕－10,237〔既存事業補助額〕}×1/2〔県補助分〕}×4/6（4か月分を算出）＝8,752千円※端数調整あり ④交付対象者：土地改良区、対象施設：土地改良施設	R7.6	R8.3
21	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	漁業経営セーフティネット支援事業（6月補正・水産課）	①原油価格および物価高騰により燃料価格等が高騰している漁業者の経営安定 ②国の制度「漁業経営セーフティネット構築事業」にかかる漁業者負担掛金 ③県内201漁業者の掛金総額30,454千円（60,906,500×補助率1/2） ④「漁業経営セーフティネット構築事業」に加入する県内12漁協201漁業者	R7.4	R8.3

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
22	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	県有施設等の光熱水費等の高騰対策事業	①物価高騰により、価格高騰している直接住民の用に供する施設の光熱水費等（高騰相当分）を軽減し、利用者である住民への価格転嫁を防ぐ。 ②光熱水費等（高騰相当分） ③前年度と比較して光熱水費等が増額した額（各施設個別積算による） ④県内公共施設 65施設	R8. 3	R8. 3